

第3回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成28年5月16日（月） 午後1時32分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 平成28年5月16日（月） 午後1時58分

4. 出席委員（13人）の番号及び氏名

1番 澁谷 秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

5. 欠席委員（3人）

- 3番 成田悦夫
 4番 高橋洋美
 14番 相馬一二

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 参与及び書記の任命
 第3 議案第 7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第 8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
 議案第 9号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第10号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第11号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第12号 農業委員会の適正な事務実施について
 議案第13号 委員の地区担当について
 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第 6号 使用貸借合意解約書の受理について
 報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 一人	事務局次長 佐々木 明彦	総括主幹 齋藤 千帆	主査 佐藤 春奈
------------	--------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後1時32分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

議 長

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

只今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。
 これより、第3回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、5番三浦久利委員と、6番佐藤正悟委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第7号から議案第13号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

それでは、まず最初に、議案第7号から議案第8号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

高橋さん、今日休みでありますので、これは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、それでは報告をいたします。

去る5月9日、成田悦夫委員、高橋洋美委員と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が14件、賃貸借が2件でございます。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議長 それでは、議案第7号について事務局より説明願います。

事務局 議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は14件です。No.1からNo.14について説明いたします。平成28年4月20日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が4件、普通売買が6件、贈与が4件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第8号について事務局より説明願います。

事務局 議案第8号農地法第3条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は2件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料は、記載のとおりです。以上です。

議長 事務局から説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第9号について事務局より説明願います。

事務局 議案第9号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は2件です。
本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第10号について事務局より説明願います。

事務局 議案第10号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は5件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第11号について事務局より説明願います。

事務局 議案第11号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間は、記載のとおりです。以上です。

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第12号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第12号農業委員会の適正な事務実施について。
平成21年1月23日付け20経営5791号経営局長通知第3及び第4に基づく農業委員会活動の平成27年度点検・評価及び、平成28年度活動計画について承認を求める。
本案件の、平成27年度の目標及び達成に向けた活動の点検評価及び平成28年度の目標に向けた活動計画については、4月定例会「議案第6号」で「案」として提出・承認されたものです。
「平成27年度の目標及び達成に向けた活動の点検評価」については、広く町民に周知し意見を求めるとされていることから、4月18日から5月13日まで町の掲示板に掲示し、農業委員会カウンターで町民からの意見を募集したところ意見がありませんでした。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第13号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第13号委員の地区担当について。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務について、農地法第6条第2項に規定する所掌事務を円滑に推進するため、農地法第17条の規定により各委員が担当する区域を定める。

次のページお願いいたします。皆さんのお手元にですね、カラーの地図配っておりますが、これを参考にしていただければと思います。担当する地区と委員の氏名を読み上げます。

1 水元西部地区、稲元、米元、掛元、廻堰の一部、川村委員、澁谷和仁委員、貴田徳正委員、瓜田委員、2 水元東部地区、稲川、桂井、田の尻、尾原、木筒、前中野、後中野、野木、間山、妙堂崎の一部、澁谷秀明委員、棟方委員、瀬戸委員、石村委員、3 鶴田上三下四地区、本町、菖蒲川、鶴泊、大性、強巻、大巻、亀田、新田子、三浦委員、佐藤委員、相馬委員、下山代理、4 六郷梅沢地区、山道、中野、胡桃館、境、松倉、横范、沖、瀬良沢、太田委員、成田悦夫委員、高橋委員、成田会長でございます。

委員の構成につきましては、4月22日の役員会で決定した事であることと申し添えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。

議案第7号から、議案第13号までについて、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第5号について事務局より説明願います。

事務局 報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。

No.1、No.2について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第6号について事務局より説明願います。

事務局 | 報告第6号使用貸借合意解約書の受理について。
このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。
No.1、No.2について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきまして
は、記載のとおりです。以上です。

議長 | ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 | ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第7号について事務局より説明願います。

事務局 | 報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1からNo.4については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議長 | ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 | ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後1時48分)

再開します。(午後1時58分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了したので、第3回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。(午後1時58分)